

相模原市大規模小売店舗立地法運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、相模原市の区域における大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)の適正な執行及び円滑な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか、法、大規模小売店舗立地法施行令(平成10年政令第327号)及び大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

2 この要綱において「市境店舗」とは、大規模小売店舗のうち、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に相模原市以外の市域を含むものをいう。

(計画概要書及び計画説明書の作成)

第3条 市長は、法5条第1項、法6条第2項又は法附則第5条第1項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出を行おうとする者(以下「届出者」という。)に対して、あらかじめ大規模小売店舗新設・変更計画概要書(様式第1)の提出を受け、計画内容について協議を行うことを求めるものとする。

2 市長は、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出を受ける際、届出者に対して、前項の規定による協議に基づいて作成した大規模小売店舗出店計画説明書(以下「説明書」という。)を提出するよう求めるものとする。

3 前項の説明書の記載事項は、別に定める。

(届出等の提出部数)

第4条 次の各号に掲げる届出、通知及び書類の提出部数は、正本1部、副本4部とする。ただし、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第2条第2項の範囲において法を運用する都県の数(相模原市を除く。)を加えた部数を提出するものとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出

(2) 法第5条第2項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による書類

(3) 法第 6 条第 2 項の規定による届出

(4) 法第 8 条第 7 項の規定による届出

(5) 法第 8 条第 7 項の規定による通知

(6) 法第 9 条第 4 項の規定による届出

(7) 法附則第 5 条第 1 項の規定による届出

2 法第 6 条第 1 項の規定による届出の提出部数は、正本 1 部、副本 3 部とする。ただし、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第 2 条第 2 項の範囲において法を運用する都県の数(相模原市を除く。)を加えた部数を提出するものとする。

3 次の各号に掲げる届出の提出部数は、正本 1 部、副本 2 部とする。ただし、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第 2 条第 2 項の範囲において法を運用する都県及び指定都市の数(相模原市を除く。)を加えた部数を提出するものとする。

(1) 法第 6 条第 5 項の規定による届出

(2) 法第 1 1 条第 3 項の規定による届出

(届出の公告)

第 5 条 法第 5 条第 3 項(法第 6 条第 3 項、第 8 条第 8 項及び第 9 条第 5 項において準用する場合を含む。)、法第 6 条第 6 項、法第 8 条第 3 項、法第 8 条第 6 項及び法第 9 条第 3 項の規定による公告は相模原市の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(届出等の縦覧)

第 6 条 法第 5 条第 3 項(法第 6 条第 3 項、第 8 条第 8 項及び第 9 条第 5 項において準用する場合を含む。)、第 8 条第 3 項及び第 8 条第 6 項の規定による縦覧を行う場所は、次のとおりとする。

(1) 法第 5 条第 1 項の規定による届出に係る法第 5 条第 3 項の規定、法第 6 条第 2 項及び法附則第 5 条第 1 項の規定による届出に係る法第 6 条第 3 項の規定による縦覧(法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 2 項及び法附則第 5 条第 1 項の規定による届出に係る法第 8 条第 3 項、法第 8 条第 6 項、法第 8 条第 8 項及び法第 9 条第 5 項の規定による縦覧を含む。)は、市役所及び当該大規模小売店舗の所在地に属する区役所(中央区役所を除く。)

(2) 法第 6 条第 1 項の規定による届出に係る法第 6 条第 3 項の規定による縦覧(法第 6 条第 1 項の規定による届出に係る法第 8 条第 3 項、法第 8 条第 6 項、法第 8 条第 8 項及び法第 9 条第 5 項の規定による縦覧を含む。)は、市役所

(軽微な変更)

第7条 市長は、法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更として法第6条第2項、法附則第5条第1項の規定による届出を行おうとする者に対して、当該届出を行おうとする日の1か月前までに軽微変更適用申請書(様式第2)の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の申請書に当該届出が軽微変更であることを証する資料を添付するよう届出者に対して求めるものとする。

3 市長は、第1項の申請書を受けた場合において、申請内容を審査し、届出内容が省令第8条の規定による軽微な変更該当すると認める、又は認めないと決定したときは、書面により通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により軽微な変更と認めた法第6条第2項の規定による届出については、第1項の申請書及び第2項の資料を添付し、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定による縦覧に供するものとする。

(説明会の開催等)

第8条 省令第11条第1項ただし書により市長が指定する説明会の開催回数は、原則として次のとおりとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、店舗面積の合計が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの 2回

(2) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であって、店舗面積の合計が6,000平方メートル以上のもの 3回

(3) 法第5条第1項及び法第6条2項の規定による届出に係る説明会であって、小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯及び荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯のいずれかが午後11時から午前6時までの時間帯にかかるもの 3回

2 市長は、市境店舗に係る説明会の場合、説明会の開催を予定する場所を定めるにあたり、説明会開催者に対して第2条第2項に定める範囲内(相模原市域を除く。)に居住する者の参加の便についての配慮を求めるものとする。

3 市長は、説明会開催者が説明会を開催するにあたり配慮すべき事項について、意見を述べることができる。

4 説明会開催者は、法第7条第3項の規定による意見及び前項の規定により述べられた意見に配慮し、説明会の開催計画を定めるものとし、これを定めたときは、速

やかに、説明会開催計画書(様式第3)を市長に提出するものとする。

5 説明会開催者は、説明会を開催したときは、速やかに、説明会実施状況報告書(様式第4)を市長に提出するものとする。

(説明会を開催する必要がないと認める場合)

第9条 市長は、省令第11条第2項の規定による説明会を開催する必要がないと認める変更(以下「説明会不要の変更」という。)として法第6条第2項、法附則第5条第1項の規定による届出(軽微な変更として市長が認めた届出を除く。)を行おうとする届出者に対して、届出書を提出しようとする日の1か月前までに説明会開催免除適用申請書(様式第5)の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の申請書に当該届出が説明会不要の変更であることを証する資料を添付するよう届出者に対して求めるものとする。

3 市長は、第1項の申請書を受けた場合において、申請内容を審査し、届出内容が説明会不要の変更の事由に該当すると認める、又は認めないと決定したときは、書面により届出者に通知するものとする。

4 前項の通知書により説明会不要の変更と認めた場合、省令第11条第2項の規定による掲示は、標識(様式第6)により行うものとし、当該掲示に係る届出が法第6条第3項の規定により縦覧に供されている間、これを行うものとする。

5 市長は、第3項の通知書により説明会不要の変更と認めた変更について、法第6条第2項、法附則第5条第1項の規定による届出を受けたとき、第1項の申請書及び第2項の資料についても法第6条第3項の規定により準用する法第5条第3項の規定による縦覧に供するものとする。

(説明会開催予定日時等の公告)

第10条 法第7条第2項の規定による公告は、原則として省令第12条第2号に規定する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へのちらしの折り込みにより行うものとする。

2 前項の規定により公告を行う範囲(市境店舗に係る説明会の場合、相模原市以外の市域を含む。)は、大規模小売店舗を中心とする半径1キロメートルの区域とする。

3 第1項の規定により公告する事項は、法第7条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項とする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 当該大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行

う者の氏名又は名称及び住所

(3) 法第5条第1項の規定による届出の場合は大規模小売店舗内の店舗面積の合計、
法第6条第2項、法附則第5条第1項の規定による届出の場合にあっては当該変更の概要

(4) 当該説明会に係る問い合わせ先

4 説明会開催者は、第1項の規定による公告のほか、必要に応じて法第7条第2項に定める事項及び前項各号に規定する事項を当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示する等、当該説明会の開催の周知に努めるものとする。

5 前条第4項の規定の掲示による説明会を行う場合の法第7条第2項の規定による公告は、当該掲示による説明会に係る届出の法第6条第3項の規定による縦覧が開始される日の1週間以上前に掲示を行うことにより、第1項に定める方法に代えることができるものとする。

(説明会を開催することができないと認める場合)

第11条 市長は、説明会開催者が省令第13条第1項の事由により、法第7条第2項の規定により公告した説明会を開催することができない場合、説明会開催者に対して、市長との協議のうえ、説明会開催不能申請書(様式第7)の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の申請書を受けた場合において、申請内容を審査し、省令第13条第1項の事由に該当すると認める、又は認めないと決定したときは、書面により説明会開催者に通知するものとする。

3 市長は、前項において説明会を開催することができないと認めた場合、説明会開催者に対して、法第7条第4項の規定による周知の方法について協議を行うよう求めることができる。

(意見書の提出)

第12条 法第8条第2項の規定により意見を述べようとするときは、原則として意見書(様式第8)により、産業支援・雇用対策課に提出するものとする。

(意見書の公告及び縦覧)

第13条 市長は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、明らかに個人情報保護又は公序良俗に反すると認められる部分については、法第8条第3項の規定による公告及び縦覧を行わないことができる。

(市の意見)

第14条 市長は、法第8条第4項の意見の有無及び意見の内容について、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出の内容をもとに、法第8条第2項の規定に述べられた意見に配意し、並びに指針及び市基準を勘案して決定するものとする。

2 市長は、法第8条第4項の規定により意見を述べる場合又は意見を有しない旨の通知をする場合は、その旨を書面により通知するものとする。

(市の意見に対する届出事項の変更にかかる説明書の提出)

第15条 市長は、法第8条第7項の規定による変更する旨の届出を行おうとする者に対して、あらかじめ当該変更部分に係る説明書を提出するよう求めるものとする。

(市の意見に対する変更しない旨の通知)

第16条 法第8条第7項の規定による通知は、届出事項を変更しない旨の通知書(様式9)を用いて行うものとする。

(市の勧告)

第17条 市長は、法第9条第1項の規定による勧告の有無及び勧告の内容について、法第8条第7項の届出又は通知の内容をもとに、指針及び市基準を勘案して決定するものとする。

2 市長は、法第9条第1項の規定による勧告を行う場合は、その旨を書面により通知するものとする。

(市の勧告に対する届出事項の変更に係る説明書の提出)

第18条 市長は、法第9条第4項の規定による変更に係る届出を行おうとする者に対して、あらかじめ当該変更部分に係る説明書を提出するよう求めるものとする。

(市の勧告に対する変更の届出)

第19条 市長は、法第9条第1項の規定により勧告を行った場合において、当該勧告を受けた者に対して、原則として当該勧告を行った日から起算して2か月以内に法第9条第4項の規定による変更に係る届出をするよう求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による期限までに変更に係る届出がなされない場合は、勧告に従う意思がないものとみなすことができる。

(市の勧告を適正に反映している旨の通知)

第20条 市長は、法第9条第4項の規定による変更に係る届出の内容が、法第9条第1項の規定による勧告を適正に反映しているものであると認める場合は、その旨を書面により当該勧告を受けた者に対して通知するものとする。

(公表の方法等)

第 2 1 条 法第 9 条第 7 項の規定による公表は、市の掲示板に掲示するほか、日刊新聞紙への掲載その他の適当と認められる方法により行うものとする。

2 法第 9 条第 7 項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 法第 9 条第 1 項の規定による勧告に係る届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 従わないこととされた法第 9 条第 1 項の規定による勧告の内容

(報告)

第 2 2 条 法第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により報告を求められた者は、その提出について市長が期限を付した場合にはこれを遵守するものとする。

(大規模小売店舗立地審議会)

第 2 3 条 市長は、次に掲げる場合に、相模原市大規模小売店舗立地審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 法第 8 条第 4 項の規定による意見を述べようとするとき。

(2) 法第 9 条第 1 項の規定による勧告をしようとするとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、法の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。

2 市長は、前項第 1 号の規定にかかわらず、法第 6 条第 2 項及び法附則第 5 条第 1 項の規定による届出のうち、大規模小売店舗周辺の地域の生活環境に与える影響が少ないと認められる場合は、諮問しないことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。